

発議第 3 号

「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書

上記議案を別紙のとおり志摩市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年 9月27日提出

志摩市議会議長 中村和晃様

提出者 志摩市議会議員

小河光晴

賛成者

志摩市議会議員

下村卓

「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書

学校には、さまざまな生活背景から課題を抱えた子どもたちが通っています。厚労省の「国民生活基礎調査（2016）」によると、「子どもの貧困率」は13.9%、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯（10.7%）より著しく厳しい経済状況におかれています。志摩市においては、就学援助を受けている児童生徒が、小学校でおよそ6人に1人（16.28%）、中学校でおよそ5人に1人（19.71%）となっています。

貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援は、きわめて重要であると考えます。学校をプラットフォームとした子どもたちに対して、教育相談などを充実させるとりくみや、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援を行うなどのとりくみが今以上に進められていく必要があります。志摩市において、心理の専門家であるスクールカウンセラーは、13校を5人が兼務しています。また、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーは、13校を1人が兼務しています。いずれも、子どもや保護者へのより丁寧な対応のため、配置の拡充が求められています。

また、地域社会においても生活困窮者への自立支援のとりくみが進むなか、志摩市での「子ども未来塾」における児童生徒への学習支援事業をはじめ、三重県でも、「子ども食堂」等の子どもの居場所づくりに関わりとりくみがすすめられています。

公的な、人的配置や経費負担等、社会全体としての支援の充実が求められます。

日本の高等教育の授業料は国際的な比較において「最も高い水準の国の一つである」とされており、大学等の高等教育段階での総教育支出においても、68%が私費負担で賄われ、経済協力開発機構（OECD）平均の30%を大きく上回っています。（OECD「図表でみる教育2018」）。

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるためには、就学・修学保障制度の拡充が必要です。志摩市では、「志摩市奨学金制度」が実施され、11人が利用しています。（2019年度）

高等学校等就学支援金制度において、県教委が出した「令和2年度国への提言・提案」にもあるように、“標準的な修業年限を超過した場合であっても、就学支援金の対象とし、経済的負担の軽減をはかる”等、制度のさらなる緩和・拡充を求めていかなければなりません。

貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度・施策のよりいっそうの充実が求められています。

よって、本市議会は、国に対して、すべての子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を強く要望します。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年 9月27日

志摩市議会議長 中村 和晃

衆議院議長	大島 理森	様
参議院議長	山東 昭子	様
内閣総理大臣	安倍 晋三	様
総務大臣	高市 早苗	様
財務大臣	麻生 太郎	様
文部科学大臣	萩生田 光一	様